

吹田市人材育成基本方針等改正支援業務公募型プロポーザル募集要項

Ⅰ 業務等の概要

(1) 業務名

吹田市人材育成基本方針等改正支援業務

(2) 目的

吹田市人材育成基本方針（以下「本方針」という。）は、本市の人材育成の取組の方向性を明らかにするため策定しており、本市の職員採用、研修、人事評価、人事異動等の人事施策の基礎となるものである。

現在の本方針は令和元年（2019年）2月に最終改正を行っており、社会情勢の変化や、吹田市第4次総合計画の中間見直し及び「人材育成・確保基本方針策定指針（令和5年12月総務省発出）」といった状況変化が反映できていない状況である。

これらの状況を踏まえ、本市行政サービスのさらなる向上に向けた職員育成の方向性を明らかにするため、本方針に必要な改正を行うための支援を受けるものである。

(3) 業務内容

吹田市人材育成基本方針等の改正支援

（本市人材育成基本方針、人事評価制度の課題分析及び改正案の作成並びに現状把握のための職員アンケート実施及び分析等）

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(5) 実施場所

吹田市役所本庁内、受注者社内、その他本市が認める場所

(6) 提案限度額

7,153,000円（消費税及び地方消費税を含む）

見積金額が提案限度額を超えた場合は、失格とする。

(7) 契約保証金

吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とする。ただし、同規則第115条各号の規定に該当する場合は、免除することがある。

(8) 支払方法

業務委託料の支払いについては、別途契約書（案）に定める支払方法のとおりとする。詳細については、契約締結の際に本市と協議の上決定する。

(9) 担当部署（提案募集事務局）

吹田市総務部人事室（吹田市役所本庁高層棟5階503窓口）

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6384-1427（直通）

メールアドレス shok_ken@city.suita.osaka.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 参加表明提出の時点で、地方公共団体の人材育成基本方針の策定又は見直し支援業務完了経験を有すること。

3 スケジュール概要

内容	期日
募集要項公示 (ホームページ)	令和7年(2025年)5月12日(月)
募集要項配布期間	令和7年(2025年)5月12日(月)から 令和7年(2025年)6月2日(月)まで
参加表明書等の受付	令和7年(2025年)5月12日(月)から 令和7年(2025年)6月2日(月)まで【午後5時30分必着】
質疑書の受付期間	令和7年(2025年)5月12日(月)から 令和7年(2025年)5月19日(月)まで【午後5時30分必着】
質問回答日	令和7年(2025年)5月23日(金)
参加資格審査結果通知	令和7年(2025年)6月5日(木)
提案書類の提出期間	令和7年(2025年)6月5日(木)から 令和7年(2025年)6月16日(月)まで【午後5時30分必着】
プレゼンテーション審査	令和7年(2025年)7月1日(火)(予定)
選定結果通知	令和7年(2025年)7月7日(月)(予定)
契約締結	令和7年(2025年)7月11日(金)(予定)

4 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年(2025年)5月12日(月)から同年6月2日(月)まで

(2) 配布場所

吹田市ホームページ内に掲載する。

吹田市ホームページ(「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」)からダウンロードのこと。

5 応募及び参加の手続

(1) 参加表明・受付の方法

ア 提出期間

令和7年(2025年)5月12日(月)から同年6月2日(月)まで
ただし、持参の場合は、上記期間の午前9時から午後5時30分まで
(土日祝日及び平日正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 会社概要書(様式2)
- (ウ) 類似契約実績書(様式3)及び契約書の写し等の履行実績を証する書類
- (エ) 誓約書(様式4)

ウ 提出場所

提案募集事務局
吹田市総務部人事室(吹田市役所本庁高層棟5階503窓口)

エ 提出方法

原則郵送とする。(令和7年(2025年)6月2日(月)必着)
※書留など受取記録が残る方法で郵送すること。
※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めるが、アの提出期間中とし、
持参の際は、提案募集事務局まで事前に電話連絡を行うこと。

オ 電子メール送信

別途、提出期間内において、提案者から提案募集事務局宛に、提案者名、担当者氏名、連絡先電話番号を電子メールにて送信すること。
このメールアドレスは、以後本提案に関し、本市からの連絡先として利用する。
電子メール送信に当たって「件名」は「吹田市人材育成基本方針等改正支援業務提案参加」とする。
送信先メールアドレス: shok_ken@city.suita.osaka.jp

(2) 参加資格通知

令和7年(2025年)6月5日(木)午後5時30分までに、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果を電子メールにより通知し、追って書面による通知も行う。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格を有する旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(3) 質疑の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年(2025年)5月12日(月)から令和7年(2025年)5月19日(月)まで
(午後5時30分必着)

イ 質疑方法

質疑書(様式8)に質疑事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
提出先(メールアドレス)
提案募集事務局宛(shok_ken@city.suita.osaka.jp)
※「件名」は「吹田市人材育成基本方針等改正支援業務提案質問」とする。
※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内(午前9時から午後5時30分まで。土日祝日は除く。)に提案募集事務局に電話連絡を入れること。

※電話、来訪等による質疑には応じない。

ウ 質疑回答日及び方法

令和7年（2025年）5月23日（金）までに回答。

回答は参加資格者全てに対し、質疑者名を明示せず、質疑と回答の一覧を電子メールにより送付する。同時に、吹田市ホームページで、回答を公表する。

（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」から本業務ページを確認のこと。）

（4）参加表明後の辞退

参加表明者は、辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式9）を提案募集事務局に、原則郵送により提出することとする。

なお、辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

6 提案方法及び提案の手続

提案方法については次のとおりとする。なお、提案書等及びプレゼンテーション、質疑応答の中で提案した事項は、契約時に業務委託仕様として採用することを前提とする。

（1）提案書等の提出

ア 提出書類

以下の（ア）を紙媒体で1部、（イ）から（カ）をまとめたものを紙媒体で6部用意すること。用紙の規格はA4判とする。

提出期間内であっても提出書類の差替え、追加は認めない。また、公正な審査を実施するに当たり、（イ）から（カ）の資料は事業者名及び事業者を特定できる内容の記載を行わないこととする。

提出書類	備考	提出部数
（ア）提案書（様式5）		紙媒体1部
（イ）企画書（様式自由）	両面5枚以内	（イ）～（カ）の順で 左上をホッチキス止 めしたものを紙媒体 6部
（ウ）見積書（様式自由）	業務仕様書1及び2に定める業務に対する金額の内訳を記載	
（エ）工程計画表（様式自由）		
（オ）業務実施体制調書（様式6）		
（カ）業務責任者実績書（様式7）		

イ 提出期間

令和7年（2025年）6月5日（木）から同年6月16日（月）まで

ただし、持参の場合は、上記期間の午前9時から午後5時30分まで

（土日祝日及び平日正午から午後0時45分までを除く。）

ウ 提出場所

提案募集事務局

吹田市総務部人事室（吹田市役所本庁高層棟5階503窓口）

エ 提出方法

原則郵送とする。

※書留など受取記録が残る方法で郵送すること。

※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めるが、イの提出期間中とし、持参の際は、提案募集事務局まで事前に電話連絡を行うこと。

オ 提案書等の内容

本業務の企画・提案に関するもの。

別紙「吹田市人材育成基本方針等改正支援業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）の項目順に沿う形で記載すること。

本業務の詳細については、別紙「吹田市人材育成基本方針等改正支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 書類審査

審査基準に基づき、書類審査を実施する。

(3) プレゼンテーション・質疑応答審査

選定委員会において、提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

ア 実施日時（予定）

令和7年（2025年）7月1日（火）午前10時から午後5時までの間
（各提案者の実施場所及び実施時間は、電子メールにて連絡する。）

イ 時間配分

各提案者 45 分間（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 30 分）
なお、都合により変更する場合がある。

ウ 実施方法

上記時間の範囲内で、審査基準に基づいた内容のプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーション実施後に選定委員会から質問を行うため、それに対する回答を行うこと。出席可能人数は3名までとする。

エ プレゼンテーション用資料

当日、選定委員は（1）アの提出書類を持参するため、プレゼンテーション用の資料配布は基本的に不要とする。

なお、提案内容に反しない内容で、かつ、補足説明資料が必要な場合は、当日、A4用紙3枚（両面6頁）までの配布は可能とする。その場合は、紙媒体で6部用意すること。

オ プレゼンテーション用機材

プレゼンテーション用機材のうち、液晶モニター（型番：JN-VT5001UHDR）及びHDMIケーブルは、提案募集事務局が用意する。パソコンは、提案者が用意すること。

(4) 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 実施要項「2 参加資格」に掲げる参加資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に、（1）アに掲げる提出書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はそのような行為をなした者が提案したとき。

オ 実施要項「1 業務等の概要（6）提案限度額」に定める提案限度額を超えたとき。

カ 2つ以上の提案書を提出したとき。

キ プレゼンテーション・質疑応答審査に参加できないとき。

ク その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

7 提案審査・業者選定の方法

(1) 審査項目

別紙審査基準に記載の審査項目、審査の視点、配点のとおりとする。

(2) 審査方法

選定委員会において、審査基準に基づき審査を行う。また、審査に当たっては、提案事業者の商号又は名称、及び代表者氏名等を匿名とする。

(3) 最優秀提案事業者の決定方法

各選定委員が審査基準に基づき採点した点数の合計点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。

なお、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。

いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、1位とする提案者は、その評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の5割以上を獲得している者であることとする。

(5) 審査の結果通知

ア 選定結果については、審査を受けた提案者全てに対し、令和7年（2025年）7月7日（月）（予定）に電子メールにより通知し、追って書面による通知も行う。

イ 通知後、契約候補者として決定されなかった提案者は、書面（任意の様式。なお代表者印の押印が必要。）を提出することによりその理由について説明を求めることができる。

(ア) 提出日時

結果通知日の翌日（令和7年（2025年）7月8日（火）予定）から、通知日の翌日から起算して7日目の日（令和7年（2025年）7月14日（月）予定）まで

ただし、持参の場合は、上記期間の午前9時から午後5時30分まで

（土日祝日及び平日正午から午後0時45分までを除く。）

(イ) 提出場所

提案募集事務局

吹田市総務部人事室（吹田市役所本庁高層棟5階503窓口）

(ウ) 提出方法

原則郵送とする。

※書留など受取記録が残る方法で郵送すること。

※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めるが、提案募集事務局まで事前に電話連絡を行うこと。

(エ) 回答

書面の郵送により回答する。（令和7年（2025年）8月4日（月）発送予定。）

(6) 契約候補者の決定

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。

(7) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、吹田市総務部人事室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

8 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 提案事業者が1者であった場合において、審査を行った結果、審査の評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の5割以上を獲得していない場合には、提案事業者なしとする。
- (2) 提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

9 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と、応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 留意事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 本プロポーザル及び契約締結においては、日本国の法律を適用するものとする。
- (6) 本業務の全部又は大半を再委託することはできない。また、再委託する場合は、再委託先においても実施要項「2 参加資格」のうち(1)、(4)及び(5)を満たすものとする。
- (7) 本業務における再々委託は不可とする。

11 問合せ先

吹田市総務部人事室（吹田市役所本庁高層棟5階503窓口）

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6384-1427（直通）

メールアドレス shok_ken@city.suita.osaka.jp